

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意のうち、憲法一四条違反をいう点は、実質は単なる法令違反、量刑不当の主張であり、その余は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、職権で調査するに、第一審判決の認定するところによると、本件公職選挙法違反の犯行時は、昭和五〇年四月一二日であるから、同年法律第六三号附則四条により、同法律による改正前の公職選挙法二四三条三号、一四二条一項を適用すべきであるのに、第一審判決には誤つて新法を適用した違法があり、原判決にはこれを看過した違法があるが、いまだ刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五三年四月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	環	昌	一
裁判官	天	野	武
裁判官	江	里	雄
裁判官	高	辻	己
裁判官	服	部	顯